

# 第1編 総則



# 第1編 総則

## 第1章 計画の目的等

### 第1節 計画の目的

---

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定によって、蓮田市防災会議が作成する計画であり、蓮田市の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧にいたる一連の災害対策を実施するにあたり、各課及び各関係機関の全機能を有効に発揮して、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

### 第2節 計画の位置づけ

---

- 1 本計画は、本市の地域に係る防災に関し、本市の処理すべき事務又は業務を中心として、防災関係機関が処理する事務又は業務を包含する基本的かつ総合的な計画である。
- 2 本計画は、本市及び防災関係機関の防災に関する責任を明確にするとともに、各機関の事務又は業務を有機的に結合する計画である。
- 3 本計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき埼玉県知事が実施する災害救助事務のうち、同法第30条の規定に基づき市長に委任された場合の計画又は同法適用前の救助に関する計画及び水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、本市が定める水防計画等防災に関する各種の計画を包含する総合的な計画である。

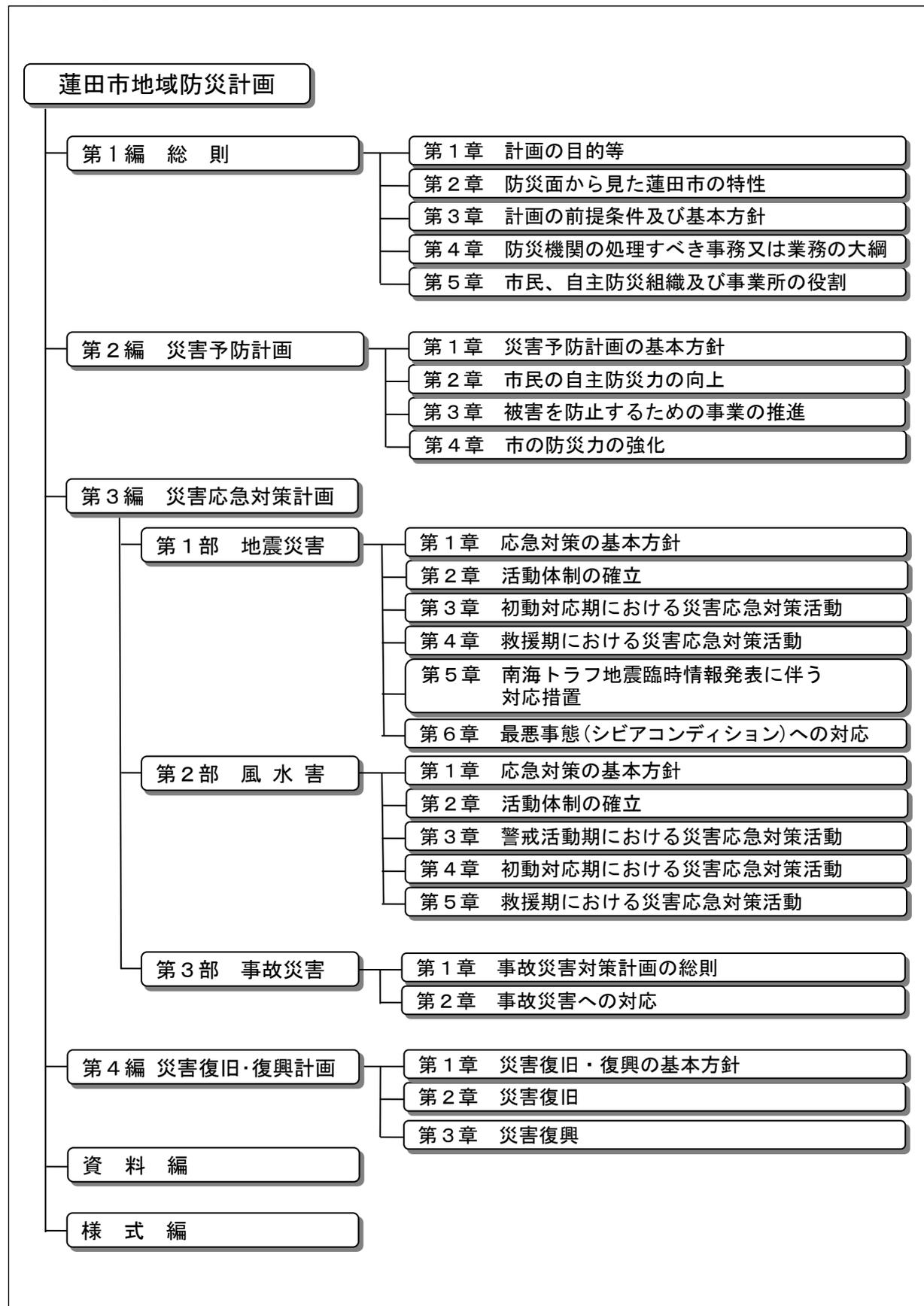
### 第3節 計画の構成

---

この計画は、本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として策定するものであり、計画の構成は以下に示すとおりである。

第1編 総則  
第1章 計画の目的等  
第3節 計画の構成

■蓮田市地域防災計画の構成



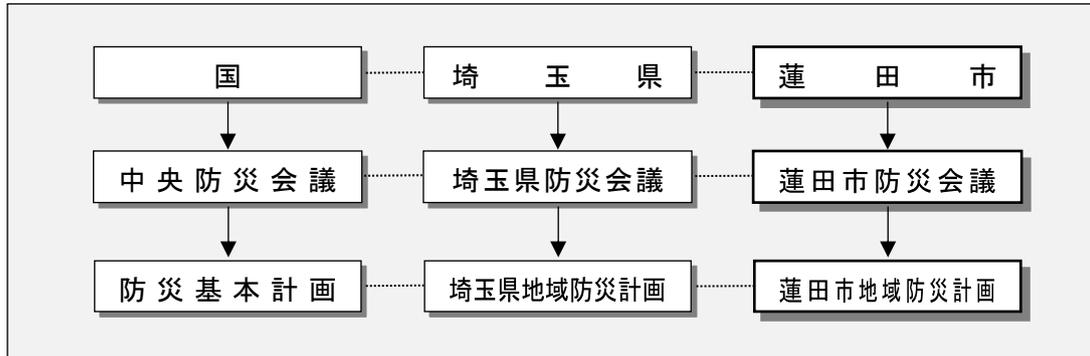
## 第4節 計画の運用等

### 1. 他計画との関係

#### (1) 埼玉県地域防災計画との関係

本計画は、本市の地域に係る防災に関し基本的かつ総合的な性格を有するものであるとともに、埼玉県地域防災計画と整合を図るものとする。

#### ■国、県及び市の防災会議及び防災計画の関係



#### (2) 市総合計画等との関係

本計画は、蓮田市第5次総合振興計画と整合を図り、将来像である「四季かおる つながり 安心 活きるまち」の実現に向けての諸施策と連携して、総合的な防災対策体制を確立するものである。

また、蓮田市国土強靱化地域計画や蓮田市立地適正化計画（防災指針）等、市が実施する各種事業の推進に係る計画との整合を図るものとする。

### 2. 計画の修正

蓮田市防災会議（事務局は蓮田市総合政策部危機管理課）は、地域にかかる社会情勢の変化及び関連法令の改正並びに埼玉県地域防災計画等の修正に応じて、常に実情に沿った計画にするため、災害対策基本法第42条の規定によって、毎年検討を加え必要な修正を行うとともに、随時必要があると認めるときは、速やかに修正する。

### 3. 計画の習熟、周知徹底

本市及び防災関係機関は、この計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する調査研究及び教育訓練を実施してこの計画の習熟に努めるとともに、市の職員及び関係行政機関、関係公共機関その他防災に関する重要な施設管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については広く市民に対し周知徹底を図り、もって防災に寄与するよう努めるものとする。

## 第1編 総則

### 第2章 防災面から見た蓮田市の特性

#### 第1節 自然的特性

## 第2章 防災面から見た蓮田市の特性

### 第1節 自然的特性

---

#### 1. 地形・地質

##### (1) 地形

本市は、荒川と江戸川に挟まれ、中川の支流元荒川の流下する地域にある。市域の約60%を占める台地は武蔵野面と呼ばれるもので、氾濫平野との比高は3~4m程度である。台地面は長軸で谷に向かって傾斜しており、台地面は全体的に平滑ではない。台地を作る崖は、大きい所でも2~3mの比高で丸味のある土手状を呈しているが、比高の小さい所ではほとんど差は無く全体的に土砂災害の発生する地形ではない。低地は、殆どが氾濫平野で、元荒川の作る氾濫平野と綾瀬川の作る氾濫平野とがある。元荒川の作る氾濫平野には自然堤防が卓越する。また、自然堤防が作られる所では、台地の崖の直下や自然堤防の間に、排水の悪い低湿な地形（後背低地）が作られやすい。一方、綾瀬川の氾濫平野における自然堤防は市域の南端にわずかに見られる程度である。

本市の標高は、7mから18mであり比高差が最大で11mである。標高の最も高い地域は、黒浜北小学校を含む地域で、標高が最も低い地域は、元荒川や綾瀬川の下流に当たる地域である。

##### (2) 地質

台地は、100万年前頃から活動した火山の噴出物の堆積によって作られた半固結のシルト層や砂層が厚く堆積している。地表近くでは、比較的軟らかな地層を作っているが、下部に向かって次第に固結度を増していく。一方、低地帯は1万年前以降の堆積物で、未固結の砂、礫、粘土などからなっている。このうち、自然堤防は、一般に砂質で地盤は固く、後背低地は、粘土質で植物の遺骸（腐植）が含まれ、非常に軟らかい。また、氾濫平野は砂、礫、粘土が混じり合い層状又はレンズ状の分布を示しながら堆積している。

#### 2. 活断層

本市の最寄りの断層は、市域の西側に隣接する伊奈町との境界北端付近から、市域の南西部にかけて綾瀬川断層（鴻巣－伊奈区間）が走っている。綾瀬川断層は、関東平野中央部、大宮台地の北東縁付近をほぼ北西－南東方向に延びるとされる断層である。政府の地震調査研究推進本部の活断層長期評価によると、綾瀬川断層全体と深谷断層帯が同時に活動した場合、M8.0程度の地震が発生すると予想されている。

埼玉県における主要活断層の概要及び位置図を次に示す。

■ 埼玉県の主要活断層帯の概要

活断層のくくり (評価単位区間)	所在 都県	断層帯の位置	断層帯 の長さ	各区間が単 独で活動す る場合の地 震の規模(M)	複数区間が同 時に活動する 場合の地震の 規模(M)
深谷断層帯※1	群馬県 埼玉県	群馬県高崎市上里見町から安中市、高崎市、藤岡市、埼玉県児玉郡上里町、神川町、美里町、本庄市、大里郡寄居町、深谷市、熊谷市、比企郡滑川町、吉見町、東松山市、鴻巣市に至る。	約 69km	7.9 程度	7.5 程度※4 ・ 8.0 程度※5
綾瀬川断層※1 (鴻巣－伊奈区間)	埼玉県	埼玉県鴻巣市から北本市、桶川市、北足立郡伊奈町、上尾市、蓮田市、春日部市、さいたま市、越谷市などを経て川口市に至る。	約 19km	7.0 程度	
綾瀬川断層※1、2 (伊奈－川口区間)	埼玉県		約 19km	7.0 程度	
越生断層※3	埼玉県	埼玉県比企郡ときがわ町から越生町、毛呂山町を経て日高市に至る。	約 14km (地表長さ)	6.7 程度	—
立川断層帯	埼玉県 東京都	埼玉県飯能市から東京都青梅市、立川市を経て府中市に至る	約 33km	7.4 程度	—

- ※1 深谷断層帯・綾瀬川断層については、関東平野北西縁断層帯（平井－榑挽断層帯・主部の2区分）及び元荒川断層帯（北部・南部の2区分）として評価を行っていたが、新たな知見に基づき、関東平野北西縁断層帯の平井－榑挽断層帯から主部の一部までを深谷断層帯、また、元荒川断層帯の北部（関東平野北西縁断層帯の一部）を綾瀬川断層の鴻巣－伊奈区間、元荒川断層帯の南部を伊奈－川口区間として評価した。
- ※2 綾瀬川断層南部（伊奈－川口区間）は、元荒川断層帯の南部に対応し、活断層ではないとされていたが、新たな知見により活断層の可能性が認定された。
- ※3 これまで M7 以上の地震を引き起こす可能性のある主要活断層帯を対象として長期評価を行っていたが、評価手法が変更されたため新たに対象となった。
- ※4 綾瀬川断層全体が同時に活動した場合
- ※5 深谷断層帯と綾瀬川断層全体が同時に活動した場合

活断層のくくり (評価単位区間)	地震発生確率 <sup>注1)</sup>			地震後 経過率 <sup>注2)</sup>	平均活動間隔
	30年以内	50年以内	100年以内		最新活動時期
深谷断層帯	ほぼ 0%～ 0.1%	ほぼ 0%～ 0.2%	ほぼ 0%～ 0.5%	0.2-0.6	10000年-25000年程度 約 6200年前以後-約 5800年前以前
綾瀬川断層 (鴻巣－伊奈区間)	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	0.1-0.3	45000年-71000年程度 約 15000年前以後-9000年前以前
綾瀬川断層 (伊奈－川口区間)	不明 <sup>注3)</sup>	不明 <sup>注3)</sup>	不明 <sup>注3)</sup>	不明 <sup>注3)</sup>	不明 不明
越生断層	不明 <sup>注3)</sup>	不明 <sup>注3)</sup>	不明 <sup>注3)</sup>	不明 <sup>注3)</sup>	不明 不明
立川断層帯 <sup>注4)</sup>	0.5%～2%	0.8%～4%	2%～7%	0.9-2.0	10000年-15000年程度 約 20000年前以後-13000年前以前

- 注1) 確率値は有効数字1桁で記述している。ただし、30年確率が10%台の場合は2桁で記述する。また「ほぼ0%」とあるのは、 $10^{-3}$ %未満の確率値を表す。
- 注2) 最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。
- 注3) 平均活動間隔が判明していないため、地震発生確率及び地震後経過率を求めることができない。
- 注4) 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に伴い、立川断層帯では、地震発生確率が表の値より高くなっている可能性がある。

資料) 「長期評価による地震発生確率値の更新について」（令和3年1月、地震調査研究推進本部）

「関東地域の活断層の長期評価（第一版）」（平成27年4月、地震調査研究推進本部）

「活断層データベース」（産業技術総合研究所）<https://gbank.gsj.jp/activefault/>

## 第1編 総則

### 第2章 防災面から見た蓮田市の特性

#### 第1節 自然的特性

##### ■埼玉県の主要活断層帯の位置図



番号	名称
5	太田断層(群馬県)
7-1	深谷断層帯
7-2	綾瀬川断層
8	越生断層
9	立川断層

資料)「長期評価による地震発生確率値の更新について」(令和3年1月、地震調査研究推進本部)

### 3. 河川

本市を流れる河川は、市の北西部を隣接する白岡市との行政界を流れ、その後市の中央を縦断して流れる元荒川と、市の西側に隣接する伊奈町との行政界を流れる綾瀬川とがある。

元荒川は、熊谷市久下に源を発し、越谷市中島で中川に合流する延長 60.7km、流域面積 208.9km<sup>2</sup> を有する利根川水系の一級河川で、全て県が管理する指定区間になっている。そのうち、中川合流点から本市区間を含む星川合流点(白岡市)までの 35.8km が、総合治水対策特定河川事業に指定されている。

綾瀬川は、桶川市小針領家に源を発し、東京都葛飾区で中川に合流する延長 49.0km、流域面積 165.2 km<sup>2</sup> を有する利根川水系の一級河川で、本市区間を含む東武伊勢崎線鉄橋(草加市・越谷市)から上流側が、県が管理する指定区間で、下流側は、国土交通省江戸川河川事務所の所管となっている。県が管理する指定区間のうち、東武伊勢崎線鉄橋から深作川合流点(さいたま市)までの 14.8km が総合治水対策特定河川事業に指定されており、本市は含まれていない。

### 4. 気象

本市の最寄りの気象官署であるさいたま観測所(アメダス観測所)において観測された降水量、気温及び風向風速について、観測史上上位5位までの観測値は、次のとおりである。

降水量のうち日降水量の最大値は、令和元年(2019年)10月12日に台風第19号により記録した 288mm である。1時間降水量の最大値は、平成23年(2011年)8月19日に記録した 59.5mm である。また、年降水量の最大値は1991年の 1910mm、最小値は1984年の 784mm である。

気温については、日最高気温は平成30年(2018年)7月23日に記録した 39.3℃、日最低気温は平成30年(2018年)1月26日に記録した -9.8℃ である。

風向・風速については、日最大風向・風速は令和元年(2019年)10月12日に記録した西北西の風 17.9m/s、日最大瞬間風向・風速は平成30年(2018年)10月1日に記録した南の風 32.2m/s である。

なお、上記気象官署とは別に利根川水系綾瀬川の防災情報として、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所による雨量観測が、次の地点で実施されている。

第1編 総則  
第2章 防災面から見た蓮田市の特性  
第1節 自然的特性

■テレメータ雨量（蓮田）

水系名	河川名	観測所名	管理区分	所管	所在地	標高
利根川	綾瀬川	蓮田	国河川	江戸川河川事務所	蓮田市閩戸 2337 (蓮田北小学校屋上)	28m

■観測史上1～5位の値（年間を通じての値）

要素名	順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日降水量 (mm)		288 (2019/10/12)	210 (1991/9/19)	200 (1982/9/12)	199 (1976/9/9)	193 (1996/9/22)	1976/4 2024/6
日最大10分間降水量 (mm)		24.0 (2018/9/1)	20.5 (2020/8/12)	20.5 (2018/8/27)	18.5 (2017/8/19)	17.0 (2015/8/14)	2008/12 2024/6
日最大1時間降水量 (mm)		59.5 (2011/8/19)	59 (1993/6/21)	53 (2005/9/4)	51.0 (2016/8/22)	50.0 (2018/8/27)	1976/4 2024/6
年降水量の 多い方から(mm)		1910 (1991)	1815 (1998)	1703 (2006)	1608 (2000)	1573.5 (2019)	1976年 2023年
年降水量の 少ない方から(mm)		784 (1984)	875 (1978)	973 (1994)	996 (2023)	1040 (1987)	1976年 2023年
日最高気温の 高い方から(℃)		39.3 (2018/7/23)	38.8 (2023/7/26)	38.7 (2020/8/11)	38.7 (2018/8/26)	38.7 (1997/7/5)	1977/12 2024/6
日最低気温の 低い方から(℃)		-9.8 (2018/1/26)	-8.8 (1978/2/2)	-8.7 (1984/2/9)	-8.6 (2018/1/24)	-8.3 (2022/1/7)	1977/12 2024/6
日最大風速・風向 (m/s)		17.9 西北西 (2019/10/12)	17.5 北北西 (2019/9/9)	16.0 南南西 (2010/3/21)	14.7 北西 (2016/8/22)	14.6 北西 (2017/10/23)	1977/12 2024/6
日最大瞬間風速・風向 (m/s)		32.2 南 (2018/10/1)	29.4 南 (2011/9/21)	28.7 西北西 (2019/10/12)	27.6 東 (2018/8/27)	27.5 北北西 (2019/9/9)	2008/12 2024/6

※さいたま観測所（アメダス観測所、さいたま市桜区大字宿、昭 52. 12. 22 観測開始）

資料）気象庁ホームページ（2024年6月時点）

## 第2節 社会的特性

### 1. 人口

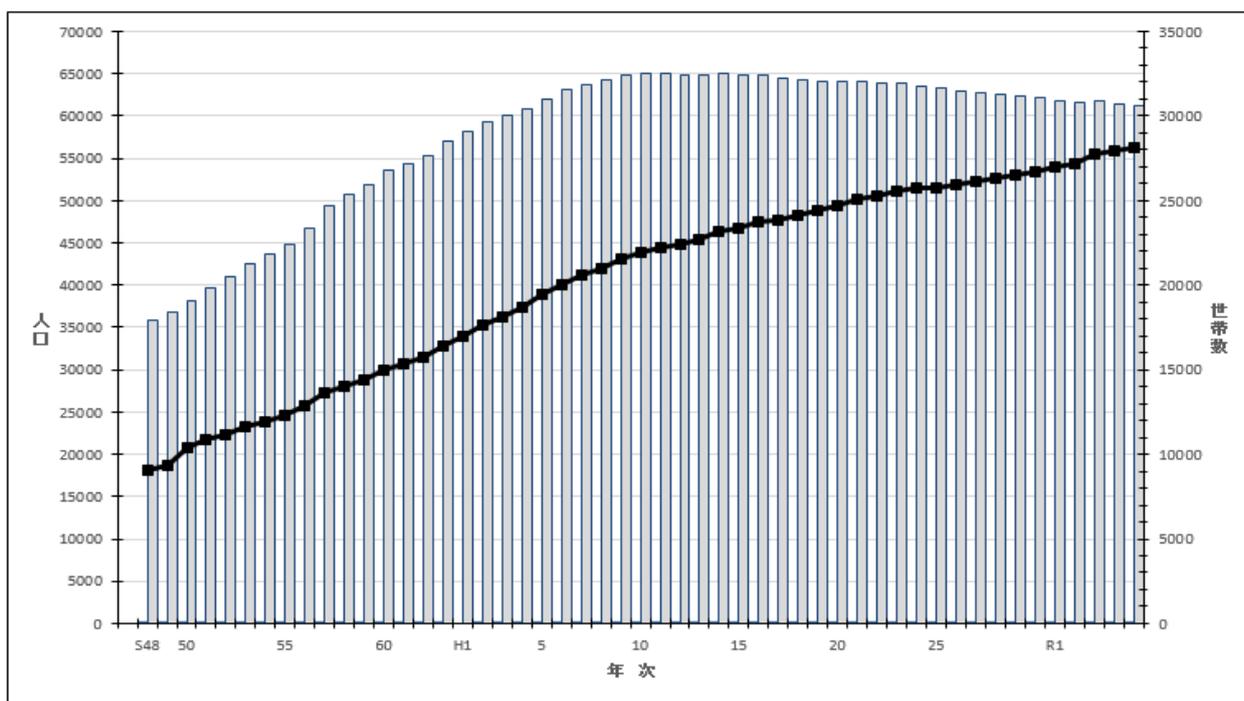
#### (1) 人口・世帯数の推移

高度成長期に併せて順調に増加していた本市の人口は、平成14年(2002年)の65,008人をピークに緩やかに減少していたが、令和3年(2021)に十数年ぶりに増加に転じ、令和6年(2024年)4月1日現在61,252人となっている。

それに対し、世帯数は、核家族化による影響で現在まで増加傾向を示し、令和6年(2024年)4月1日現在28,471世帯となっている。

■本市の人口、世帯数の推移

[各年4月1日現在]



資料) 住民基本台帳

■人口と世帯数等

[令和6年4月1日現在]

世帯数 (世帯)	人口(人)			1世帯あたり 人員	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
	計	男	女		
28,471	61,252	30,350	30,902	2.15	2,243

資料) 住民基本台帳

#### (2) 年齢別人口

本市の年齢別人口の割合は、年少人口が10.9%、生産年齢人口が57.1%、老年人口が32.0%であり、人口の約3人に1人が65歳以上となっている。

**第1編 総則**  
**第2章 防災面から見た蓮田市の特性**  
**第2節 社会的特性**

■年齢別人口

[令和6年4月1日現在]

区分		総数(人)	構成比(%)	男(人)	女(人)
年少人口	0～14歳	6,340	10.4	3,219	3,121
生産年齢人口	15～64歳	35,304	57.6	18,330	16,974
老年人口	65歳以上	19,608	32.0	8,801	10,807
	(75歳以上)	11,592	18.9	4,952	6,640
合計		61,252	100	30,350	30,902

資料) 住民基本台帳

(3) 昼夜別人口

本市の常住人口(夜間人口)は62,380人であるが、本市への流入人口が10,939人、流出人口が21,616人であることから、昼間人口は51,703人と常住人口に比べ10,677人少ない。

■昼間人口

[国勢調査、令和2年10月1日現在]

区分	総数(人)	通勤者(人)	通学者(人)	備考
流入人口	10,974	10,483	491	
流出人口	20,841	18,624	2,217	
常住人口	61,499	—	—	夜間人口
昼間人口	51,632	—	—	常住人口+流入人口-流出人口

注) 通勤者は、15歳以上のみ。通学者は15歳未満を含む。

資料) 「統計はすだ」(令和5年度版)

(4) 市外への通勤者及び通学者数

首都圏において昼間の時間帯で大規模な地震が発生した場合、市外へ通勤・通学する者は、帰宅困難になる可能性がある。

本市から市外への通勤者及び通学者の総数は20,744人となっており、そのうち県内に通勤・通学する者は13,646人、県外へ通勤・通学する者は7,098人、そのうち都内へ通勤・通学する者は6,134人となっている。

第1編 総則  
 第2章 防災面から見た蓮田市の特性  
 第2節 社会的特性

■本市からの通勤・通学者数（15歳以上） [国勢調査、令和2年10月1日現在]

通勤・通学先	流出人口		
	計	通勤者	通学者
総数	20,744	18,624	2,120
県内	13,646	12,216	1,430
さいたま市	5,656	5,079	577
久喜市	1,375	1,257	118
伊奈町	1,092	945	147
白岡市	1,152	1,121	31
上尾市	963	864	99
春日部市	414	343	71
川口市	408	393	15
加須市	412	309	103
越谷市	228	197	31
川越市	238	189	49
その他	1,708	1,519	189
県外	7,098	6,408	690
東京都	6,134	5,556	578
特別区部	5,848	5,364	484
その他	286	192	94
神奈川県	224	190	34
千葉県	191	162	29
栃木県	233	208	25
群馬県	106	97	9
茨城県	162	151	11
その他の県	48	44	4

資料)「統計はすだ」(令和5年度版)

(5) 要配慮者人口

本市の要配慮者(高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者)人口は、住民基本台帳及び障害者手帳で把握可能な要配慮者について次のとおり整理した。

① 高齢者

本市の65歳以上の高齢者は、令和6年4月1日現在19,608人で全体の32.0%を占め、75歳以上の高齢者は11,592人で全体の18.9%となっている。

② 乳幼児

本市の乳幼児は、令和6年4月1日現在2,213人(6歳未満人口)で全体の3.6%となっている。

③ 障がい者

本市の障がい者人口は、令和5年現在の障害者手帳所持者数でみると2,900人となっている。(「かがやきはすだプラン」(蓮田市第3次障がい者基本計画)(蓮田市第7期障がい福祉計画・蓮田市第3期障がい児福祉計画)(令和6年3月))による)

④ 外国人

外国人は、市内定住者であっても、災害時の情報伝達や避難誘導等において一定の配慮が

必要である。

本市の在留外国人数は、令和5年4月1日現在798人で全体の1.3%となっている。

国籍別では、中国人が最も多く184人で、以下順にベトナム人の170人、フィリピン人の77人、韓国・朝鮮人の72人、ネパール人の57人となっている。

■国籍・地域別の在留外国人数の推移

[各年4月1日現在]

年	総数	中国	韓国・朝鮮	アメリカ	フィリピン	ブラジル	ネパール	ベトナム	その他
平成29年	527	165	65	7	63	31	31	51	114
平成30年	600	191	71	8	77	28	19	74	132
平成31年	634	195	68	13	70	23	32	90	143
令和2年	682	193	70	12	67	20	41	125	154
令和3年	691	197	70	11	71	20	37	130	128
令和4年	674	179	66	13	71	18	47	131	132
令和5年	798	184	72	16	77	20	57	170	175

資料)「統計はすだ」(令和5年度版)

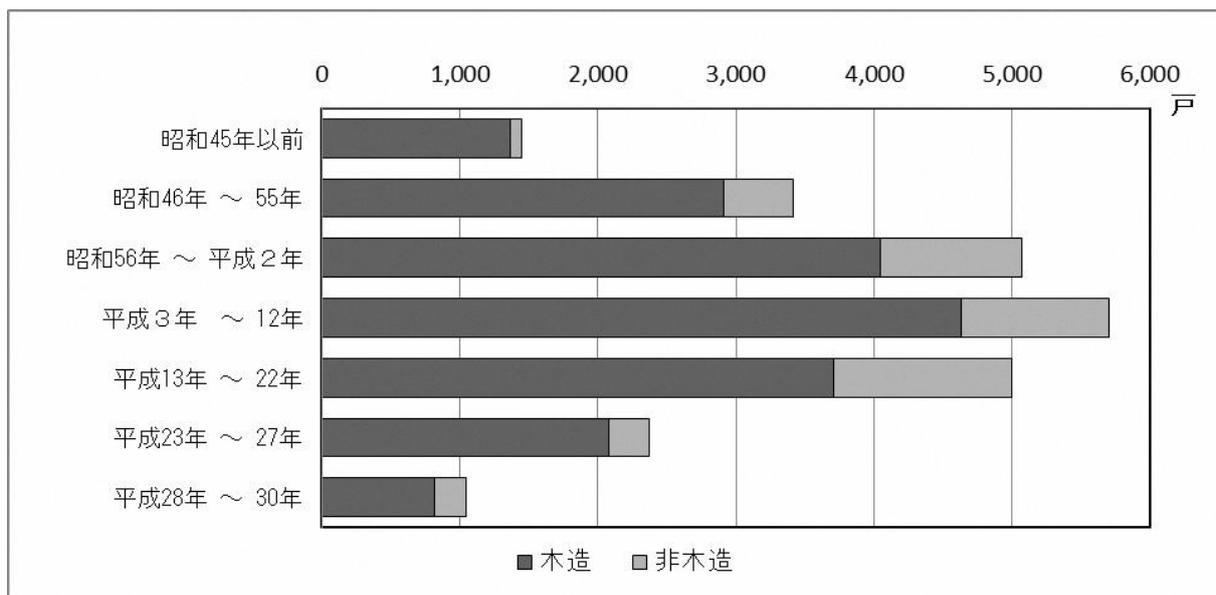
2. 建物

建物の耐震化については、昭和46年に十勝沖地震(昭和43年)を教訓に建築基準法の見直しが行われ、さらに、昭和56年に宮城県沖地震(昭和53年)を教訓に、耐震設計法が抜本的に見直され、耐震設計基準が大幅に改正された。

本市の住宅総数は、平成30年10月1日現在、全部で25,190戸あり、そのうち耐震上問題が懸念される昭和55年以前に建築された住宅は4,890戸で全体の約19.4%を占めている。なかでも昭和45年以前に建築された住宅は1,460戸で全体の約5.8%となっている。

本市の住宅について、建物構造、建築時期別に集計した結果を次に示す。

■建物構造別建築時期別住宅数(その1)



## 第1編 総則

### 第2章 防災面から見た蓮田市の特性

#### 第2節 社会的特性

##### ■本市の建築時期別、構造別の住宅数（その2）

[平成30年10月1日現在]

区 分	総数	一戸建	長屋建	共同住宅				その他
				総数	1～2階建	3～5階建	6階建以上	
<住宅総数>	25,190	18,760	380	6,010	4,020	1,510	480	50
昭和45年以前	1,460	1,360	-	90	80	10	-	-
昭和46年～55年	3,430	2,910	10	490	70	430	-	10
昭和56年～平成2年	5,070	3,930	70	1,080	460	370	250	-
平成3年～12年	5,690	3,760	50	1,870	1,540	330	-	10
平成13年～22年	5,000	3,460	40	1,490	990	260	230	10
平成23年～27年	2,380	1,990	40	350	320	30	-	-
平成28年～30年	1,040	760	60	230	170	60	-	-
<木造>	20,360	18,200	210	1,920	1,870	50	-	30
昭和45年以前	1,370	1,350	-	20	10	10	-	-
昭和46年～55年	2,910	2,880	10	20	20	-	-	-
昭和56年～平成2年	4,050	3,850	20	190	190	-	-	-
平成3年～12年	4,630	3,630	40	950	910	40	-	10
平成13年～22年	3,710	3,330	40	330	330	-	-	10
平成23年～27年	2,080	1,900	-	180	180	-	-	-
平成28年～30年	820	690	40	90	90	-	-	-
<非木造>	4,830	560	170	4,090	2,140	1,460	480	20
昭和45年以前	80	10	-	70	70	-	-	-
昭和46年～55年	510	40	-	470	40	430	-	10
昭和56年～平成2年	1,020	80	50	890	280	370	250	-
平成3年～12年	1,070	130	20	920	620	290	-	-
平成13年～22年	1,290	130	-	1,160	660	260	230	-
平成23年～27年	290	90	40	170	140	30	-	-
平成28年～30年	230	70	20	140	80	60	-	-

注1) 「共同住宅」は複数の住戸が階を重ねて集合して1棟を構成する形式のものをいい、「長屋」とは全住戸が敷地から建築物内を介さずに直接出入りする形式をいう。

注2) 各欄の住宅数は、数字を丸め概数としているため総数と一致しないことがある。

資料) 総務省統計局「平成30年住宅・土地統計調査報告」

### 3. 交通

#### (1) 道路

本市の主要道路は、東北自動車道、一般国道122号、主要地方道として、さいたま栗橋線、さいたま菖蒲線、上尾久喜線、行田蓮田線がある。また、市内を通る東北自動車道には、蓮田サービスエリアに普通車対応の上り線入口、下り線出口のスマートインターチェンジが設置されている。さらに、令和3年(2021年)現在、大型車対応のフルインターとしての運用に向けた準備が進められている。なお、蓮田サービスエリア(上り線)については、首都圏の災害時に自衛隊や消防などの機関が、救援・救護、災害復旧活動を行うための防災拠点として位置づけられており、施設内に非常時防災用井戸を設置し、非常時の水源が整備されている。主要道路の交通量は、次表に示すとおりである。

■交通量総括表〔埼玉県蓮田市関連〕（平日）

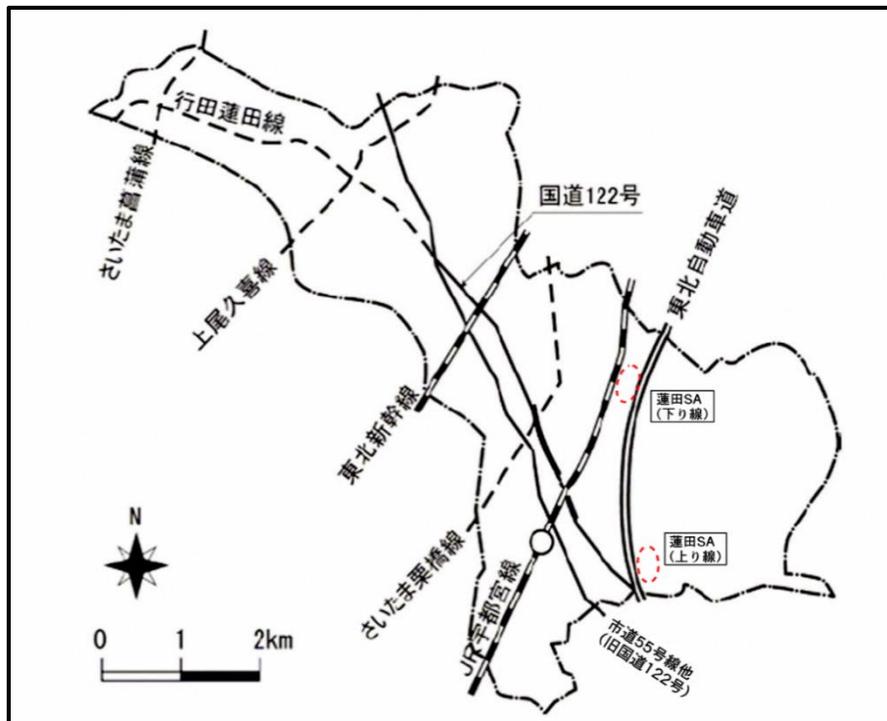
路線番号	路線名	市内観測地点	昼間12時間交通量（台）			24時間交通量（台）		
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計
1040	東北自動車道	岩槻～蓮田スマート	45,064	21,553	66,617	58,470	32,441	90,911
122	一般国道122号	根金993	15,468	6,442	21,910	22,159	8,296	30,455
122	一般国道122号	閩戸512	16,042	5,554	21,596	22,467	7,335	29,802
122	一般国道122号	東4丁目11番3号	13,392	5,185	18,577	18,470	6,423	24,893
3	さいたま栗橋線	西新宿5丁目161	16,323	5,528	21,851	22,824	7,330	30,154
5	さいたま菖蒲線	高虫729	5,567	1,239	6,806	7,570	1,482	9,052
77	行田蓮田線	高虫289	5,564	1,357	6,921	7,266	1,731	8,997
87	上尾久喜線	根金366	5,197	1,382	6,579	7,062	1,820	8,882

注) 交通量は、上下車線の合計値である。

資料) 「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査」

(埼玉県ホームページ：県土整備部 県土整備政策課)

■本市の主要道路及び鉄道



(2) 鉄道

市内の鉄道は、市の中央を東北新幹線が縦断し、その東側をJR宇都宮線が通っている。蓮田駅から湘南新宿ラインで新宿駅まで約40分、上野東京ラインで東京駅まで約45分でそれぞれ直通運転されている。

また、平成28年(2016年)に埼玉高速鉄道線(地下鉄7号線)の蓮田までの延伸について、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」として、交通政策審議会から答申されている。

蓮田駅の旅客乗車人数の推移を次頁に図示する。

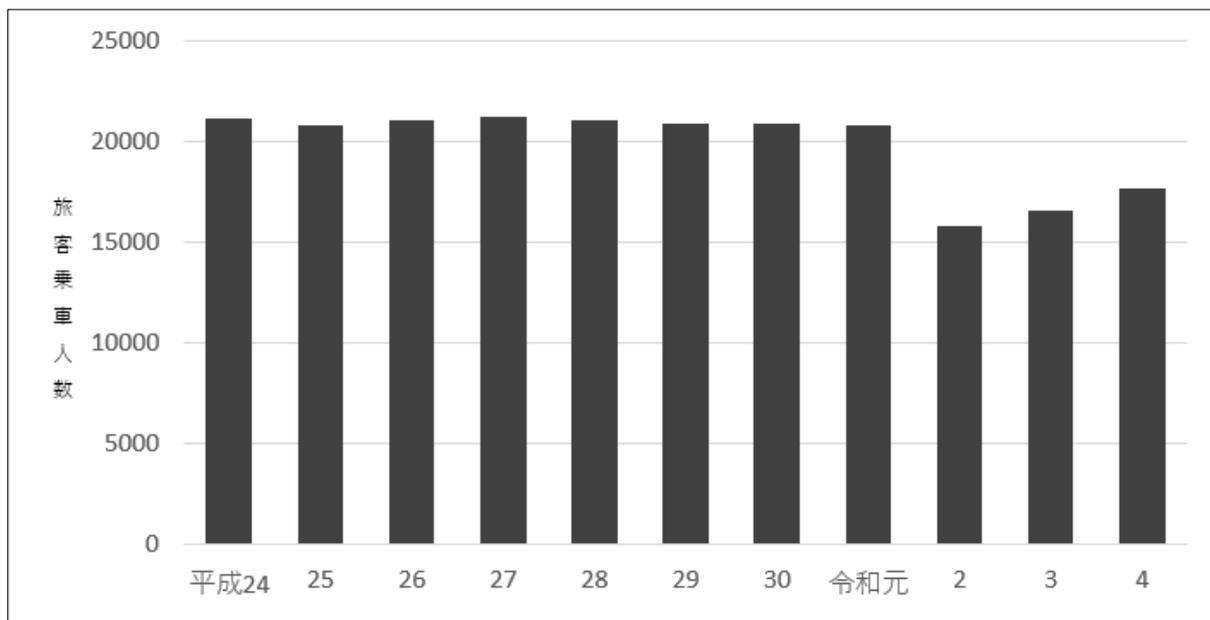
令和4年度の旅客乗車人数は6,434,220人、1日当たりの旅客乗車人数は17,628人となっている。

## 第1編 総則

### 第2章 防災面から見た蓮田市の特性

#### 第2節 社会的特性

##### ■蓮田駅旅客乗車人数（1日あたり）の推移



資料)「統計はすだ」(令和5年度版)

#### (3) バス

市内には、朝日バス（朝日自動車株式会社）、国際興業バス（国際興業株式会社）及びけんちゃんバス（丸建つばさ交通株式会社）の3社の路線バスが蓮田駅から放射状に運行している。

市内を運行している路線バス会社は、次のとおりである。

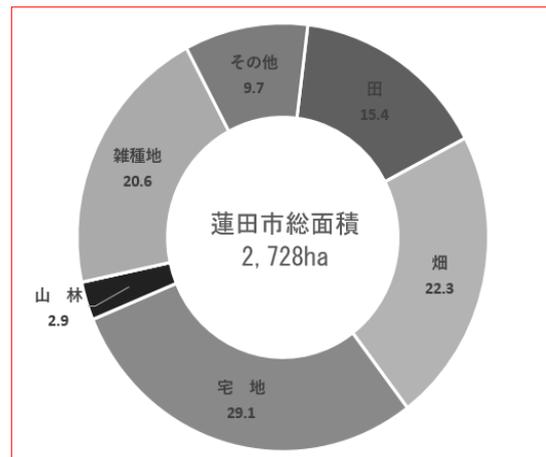
##### ■路線バス運行会社

バス名	バス会社（電話番号）
朝日バス	朝日自動車（株） 菖蒲営業所 (0480-87-2161)
けんちゃんバス	丸建つばさ交通（株） 伊奈営業所 (048-797-8885)

#### 4. 土地利用

本市の土地利用を地目別面積で見ると、宅地が最も多く全体の29.1%を占めており、次に多いのが畑で22.3%、以下順に雑種地の20.6%、田の15.4%となっており、農地の割合が全体の約4割を占めている。

土地利用を地形との関係で見ると、畑地は比較的台地に多く、住宅地は台地上に多くあるが、一部低地帯の氾濫平野・自然堤防・後背低地にも見られる。水田は氾濫平野に分布し、山林は台地と低地を分ける斜面又は崖状の地帯に分布している。氾濫平野が住宅地化された地区は、桜台、綾瀬、山ノ内であり、自然堤防・後背低地では、元荒川の左岸西新宿から緑町までが住宅化され、さらに下流域では土地利用が混在している。



#### ■地目別面積

[令和5年1月1日現在]

地目	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	合計
面積 (ha)	419	609	793	80	1	562	264	2,728
比率 (%)	15.4	22.3	29.1	2.9	0.0	20.6	9.7	100.0

資料) 「統計はすだ」(令和5年度版)

## 第1編 総則

### 第2章 防災面から見た蓮田市の特性

#### 第3節 災害履歴

## 第3節 災害履歴

---

本市の災害履歴については、浸水被害が数年に1回程度の頻度で発生している。また、地震によるものとしては、平成23年（2011年）3月11日に発生した東北太平洋沖地震（東日本大震災）の記録があるのみである。

### 1. 地震災害

#### （1）埼玉県

埼玉県に被害を及ぼす地震は、主に相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震と、陸域の様々な深さの場所で発生する地震である。

相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する地震としては、1923年の関東地震（M7.9）があり、県内のほぼ全域で震度5～6の揺れとなり、死者・行方不明者343名などの被害が生じた。

陸域の浅い場所で発生した被害地震としては、1931年の西埼玉地震（M6.9）がよく知られている。この地震により、県内の広い範囲で震度5程度の揺れとなり、県中部・北部の荒川・利根川沿いの地盤の軟らかい地域を中心に死者11名などの被害が生じた。この地震は、関東平野北西縁断層帯で発生した可能性が指摘されているが、少なくともこの断層帯の固有規模の地震（断層帯で周期的に発生する、その断層帯における最大規模の地震）ではないと考えられている。また、遺跡調査などによると、818年の関東諸国の地震（M7.5以上）による可能性がある地割れや噴砂が、埼玉県や群馬県の遺跡で見出されている。なお、818年の地震は関東平野北西縁断層帯で発生した可能性があるが、少なくともこの断層帯の固有規模の地震ではないと考えられている。また、1649年の武蔵・下野の地震（M7.0±1/4）は立川断層帯で発生した可能性があるが、詳細は不明である。

荒川河口付近で発生した1855年の（安政）江戸地震（M6.9）は、陸域の浅い場所で発生した地震であったか、沈み込んだフィリピン海プレートに関係する陸域のやや深い場所で発生した地震であったか明確でないが、県東部を中心に強い揺れが生じ、大きな被害が生じた。

さらに、沈み込んだ太平洋プレートに関係する陸域の深い場所で発生した地震としては、（明治）東京地震と呼ばれる1894年の地震（M7.0）による被害が知られている。

周辺地域で発生する地震や東海沖など太平洋側沖合で発生するプレート境界付近の地震によっても被害を受けたことがあり、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震では、県内で死者1名、負傷者104名などの被害が生じた（平成25年3月11日現在、消防庁調べ）。

#### （2）蓮田市

本市における地震災害（地震動及び液状化）の被害記録については、「日本被害地震総覧」（宇佐美龍夫著）において、安政江戸地震（1855年）、東京湾北部地震（1894年）、霞ヶ浦付近の地震（1895年）、関東大地震（1923年）、西埼玉地震（1931年）等で被害地震の状況が記録されている（死者、負傷者は不明）。

なお、平成23年（2011年）3月11日に発生した、東北太平洋沖地震（東日本大震災）では、震度5弱を記録、建物の一部を損壊する被害が192棟、他に道路の陥没等の被害が報告されている。

## 2. 水害

水害記録として古くは、文政6年7月(1823)、文政6年8月17日(1823)、天保7年(1836)、安政6年8月(1859)、明治23年8月(1890)、明治43年8月(1910)で被害があった。その後、昭和に入ると、昭和22年のカスリーン台風、昭和33年9月の狩野川台風、昭和57年9月の台風18号において被害が発生し、いくつかの地域で浸水した。

本市における昭和60年以降の主な浸水記録を次に示す。

### ■昭和60年以降の主な浸水記録

暦年	浸水状況	浸水地区
昭和60年 (1985)	床下浸水	八幡溜、浮張
昭和61年 (1986)	床上浸水	八幡溜、緑町
	床下浸水	八幡溜、緑町、浮張、西新宿
平成元年 (1989)	床下浸水	浮張
平成3年 (1991)	床上浸水	浮張、緑町、椿山、西新宿、閩戸北原、桑原、川島
	床下浸水	浮張、緑町、椿山、西新宿、桑原、川島、関山
平成4年 (1992)	床下浸水	浮張
平成5年 (1993)	床上浸水	八幡溜、浮張、椿山、川島
	床下浸水	八幡溜、浮張、椿山、緑町、西新宿、閩戸北原、上閩戸、天神台、関山
平成8年 (1996)	床上浸水	八幡溜
平成10年 (1998)	床下浸水	浮張、上閩戸、駒崎
平成17年 (2005)	床上浸水	浮張
	床下浸水	浮張
平成20年 (2008)	床上浸水	浮張
	床下浸水	浮張、西新宿
平成25年 (2013)	床下浸水	西新宿
令和元年 (2019)	床下浸水	浮張、緑町、椿山、西新宿
令和5年 (2023)	床下浸水	緑町

※浸水地区の表示に係る字名は以下のとおり

- ・八幡溜 (大字蓮田字八幡溜の一部)
- ・浮張 (大字駒崎字浮張の一部、大字閩戸字浮張飛地及び字栗崎の一部)
- ・閩戸北原 (大字閩戸字北原)
- ・桑原 (大字蓮田字桑原)
- ・天神台 (大字江ヶ崎字天神台)

資料)「被害状況調書」(蓮田市危機管理課作成)

## 3. 雪害

県内の降雪は、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により発生することが多い。

埼玉県では、平成26年2月8日から9日、同月14日から15日にかけて大量の雪が降り、15

## 第1編 総則

### 第2章 防災面から見た蓮田市の特性

#### 第3節 災害履歴

日に秩父で98 cm、熊谷で62 cmの積雪を記録した。これは、熊谷地方気象台が降雪の深さの観測を開始した明治29年以降で最大の積雪となった。

本市では、この積雪でビニールハウスが27棟（パイプ21棟、鉄骨4棟、その他2棟）倒壊し、トマトや小松菜、ほうれん草、春菊、きゅうりに被害が出た。

#### 4. 風害

風害の原因の一つである竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻で、多くの場合、ろうと状又は柱状の雲を伴い、直径数十m以上で、数kmにわたって移動し、被害地域は帯状になる特徴がある。年間を通じて、いつでもどこでも発生するが、時期的には台風シーズンである9月に最も多く、地理的には関東平野や沿岸域が多い。

県内では、平成25年9月2日の竜巻により越谷市・松伏町が被災し、また、9月15日から16日にかけての台風第18号に伴う竜巻により熊谷市・行田市・滑川町が被災した。

本市では、これまでのところ、竜巻による被災記録は残されていない。また、台風を原因とする風害では、令和元年9月台風15号により、千葉県を中心として電柱等の構造物の倒壊や、家屋屋根の被害など広域にわたる大規模な災害が生じている。

#### 5. 放射能汚染

本市は、東海第二原子力発電所から約100kmの原子力災害対策重点区域外に位置しており、原子力災害時には福島第一原子力発電所事故を想定すると、事故後の気象条件等によっては本市においても広域放射能汚染の影響が考えられる。

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故により放射性物質が大気中に放出され、広域放射能汚染が発生した。文部科学省が実施した航空機モニタリングの結果、県内では、三郷市と吉川市の東部に放射能汚染地域があり、秩父市にホットスポットの広がり認められたが、本市を含むその他の多くの地域は、毎時0.1マイクロシーベルト以下だった。

市では、市内の小・中学校の校庭、保育園・幼稚園の園庭及び公園等において放射線量を継続して測定していたが、測定値はいずれの地点も、国際放射線防護委員会（ICRP）の勧告に基づく一般公衆の線量限度である年間1ミリシーベルトを下回っていた。

また、市では、小・中学校及び保育園の給食用食材について放射性物質の測定を行っていたが、いずれのケースも放射性物質は検出されていない。

##### 《参考》

- ◆ 「マイクロシーベルト/時」と「年間ミリシーベルト」との関係  
1年の間、屋外に毎日8時間、屋内に毎日16時間いると仮定し、木造の建屋の遮蔽係数0.4とした場合、以下の関係となる。  
0.1（マイクロシーベルト/時）は、年間約0.5（ミリシーベルト）  
0.2（マイクロシーベルト/時）は、年間約1.0（ミリシーベルト）

## 第3章 計画の前提条件及び基本方針

### 第1節 地震被害想定

本市に係る地震被害想定については、県が実施した「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月）を参考に、以下のように設定した。なお、県の想定地震は、地震調査研究推進本部の最新の評価が反映されていないため、本計画では埼玉県と同様に、関東平野北西縁断層帯については深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定している。

#### 1. 想定地震

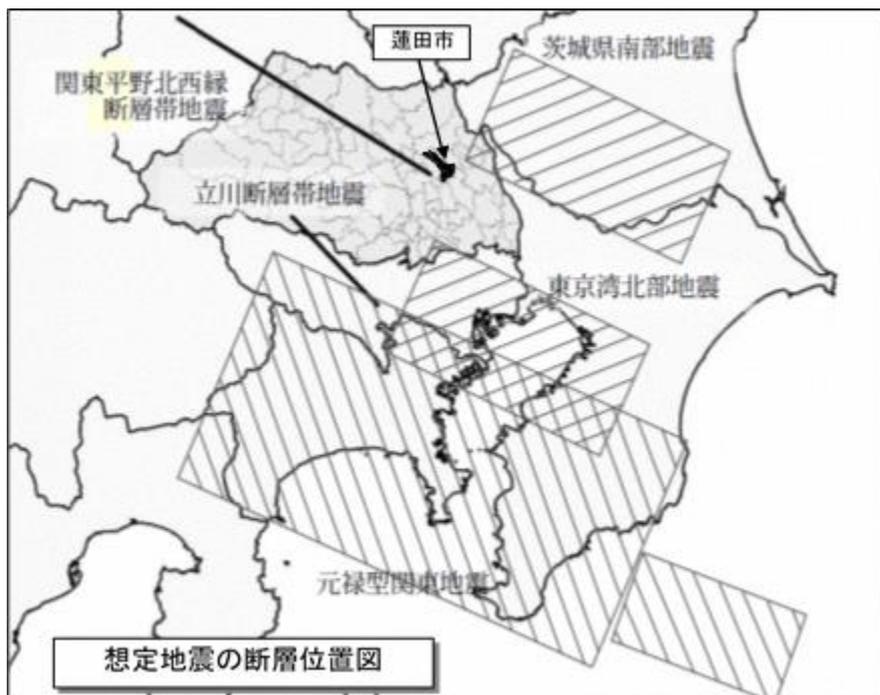
中央防災会議や地震調査研究推進本部の成果を参考に県が想定した地震を次に示す。

##### ■想定地震とその概要

地震のタイプ	想定地震名	マグニチュード	想定概要
海溝型地震	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源深さに関する最新の知見を反映 ※今後30年以内に南関東地域でM7級の地震が発生する確率：70%
	茨城県南部地震	7.3	
	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後30年以内の地震発生確率：ほぼ0%
活断層型地震	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後30年以内の地震発生確率：0%～0.008%
	立川断層帯地震	7.4	最近の知見に基づく震源条件により検証 ※今後30年以内の地震発生確率：0.5%～2%

注) ※は地震調査研究推進本部による長期評価を参照にしたものである。

活断層型地震のマグニチュードは地震調査研究推進本部「全国地震動予測地図」（平成21年7月21日公表）による。資料）「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月、埼玉県）



資料）「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月、埼玉県）

第1編 総則  
 第3章 計画の前提条件及び基本方針  
 第1節 地震被害想定

2. 想定結果

県が想定した5つの地震による被害想定結果を次に示す。

このなかで、本市に最も大きな地震被害をもたらすと考えられるのは、関東平野北西縁断層帯地震であり、次に大きな被害をもたらすのは、茨城県南部地震である。

なお、想定地震の中では比較的切迫性が高く首都圏に最も大きな地震被害をもたらすと考えられている東京湾北部地震による本市の影響については、前述の2つの地震に比べると、あまり大きな被害の発生は予測されていない。

■蓮田市における地震被害想定結果

項目	予告内容		単位	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震	立川断層帯地震		
震度	最大震度		—	5強	6弱	5強	6強	5強		
液状化	高い地域	面積	Km <sup>2</sup>	0	0.003	0	1.129	0		
		面積率	%	0.0	0.4	0.0	4.7	0.0		
建物被害	全壊 (揺れ+液状化)	全壊棟数	棟	1	38	0	763	0		
		全壊率	%	0.00	0.15	0.00	3.04	0.00		
	半壊 (揺れ+液状化)	半壊棟数	棟	5	113	2	2,325	0		
		半壊率	%	0.02	0.45	0.01	9.27	0.00		
	焼失	焼失棟数	棟	5	7	5	121	3		
		焼失率	%	0.02	0.03	0.02	0.46	0.01		
人的被害	死者数		人	0	0	0	48	0		
	負傷者数		人	1	8	1	449	0		
	うち重傷者数		人	0	0	0	61	0		
ライフライン被害	電気	停電人口	直後	人	70	2,537	7	51,490	0	
			1日後	人	22	403	12	8,083	8	
		停電率	直後	%	0.11	4.01	0.01	81.33	0.00	
			1日後	%	0.03	0.64	0.02	12.77	0.01	
	電話	不通回線	回線数	回線	4	9	4	161	3	
			不通率	%	0.02	0.03	0.01	0.61	0.01	
		携帯電話	停電率	%	0.0	0.6	0.0	12.8	0.0	
			不通率	%	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	
	都市ガス	供給停止件数		件	0	0	0	10,702	0	
		供給停止率		%	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	
	上水道	断水人口		人	307	1,544	0	43,902	0	
	下水道	機能支障人口		人	6,908	9,441	6,785	13,036	5,483	
	生活支障	避難者数	1日後		人	16	150	13	2,995	8
			1週間後		人	36	253	13	5,991	8
1か月後			人	16	172	13	9,883	8		
帰宅困難者数		平日	人	9,114	9,085	8,515	9,784	5,810		
		休日	人	8,469	8,360	7,863	9,083	5,426		
その他	廃棄物	災害廃棄物		万ト	0.1	1.1	0.1	15.3	0.1	
				万m <sup>3</sup>	0.0	0.7	0.1	9.9	0.0	

注) 破壊開始点の違いにより「関東平野北西縁断層帯地震」の場合は3ケースについて、「立川断層帯地震」の場合は2ケースについて予測しているが、表に記載した数値は、各ケース中で最も大きな値を用いている。

資料) 「埼玉県地震被害想定調査」(平成26年3月、埼玉県)

## 第2節 浸水想定

洪水害には溢水や堤防の決壊による外水氾濫と、堤内地の排水不良からおこる内水氾濫とがある。このうち、大きな被害を生じるのは大河川の外水氾濫であるが、本市においても、昭和22年のカスリーン台風、昭和33年9月の狩野川台風、昭和57年9月の台風18号において大きな洪水被害が発生している。そのため、国土交通省及び埼玉県による一級河川の改修が進められた。最近では、令和元年の台風19号により、都幾川や越辺川の決壊等が起きている。

### 第1 浸水想定区域（国管理河川）

洪水時に本市に影響を及ぼすと考えられる荒川、利根川及び小山川は、洪水予報河川となっていることから、水防法第14条に基づき、降雨により氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、浸水した場合に想定される水深を表示した図面（浸水想定区域図）が作成され、関係市町村長へ通知されることとなっている。

荒川、利根川及び小山川について指定・公表されている浸水想定区域は、次のとおりである。

#### ■荒川、利根川及び小山川の浸水想定区域について

指定河川名	浸水想定区域図名	作成者	作成・指定年月日	告示番号	指定の前提となる降雨
荒川	荒川水系荒川浸水想定区域図	国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所・ 荒川下流河川事務所	平成28年 5月30日	国土交通省 関東地方整備局 告示第215号	荒川流域の3日間総 雨量632mm
利根川	利根川水系利根川浸 水想定区域図	国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所	平成29年 7月20日	国土交通省 関東地方整備局 告示第213号	利根川流域、八斗島 上流域の3日間総雨 量491mm
小山川	利根川水系小山川浸 水想定区域図 (大臣管理区間※)	国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所	平成29年7 月20日	国土交通省 関東地方整備局 告示第213号	利根川流域、八斗島 上流域の3日間総雨 量491mm

※大臣管理区間：小山川左岸（埼玉県深谷市高島宇前久保50番3地先新明橋下流端から利根川への合流地点まで）  
小山川右岸（埼玉県深谷市石塚宇住殿621番2地先 新明橋下流端から利根川への合流地点まで）

#### 1. 荒川浸水想定区域

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所では、平成27年5月の水防法の一部改正に伴い、想定され得る最大規模の降雨（荒川流域の3日間総雨量632mm）によって荒川が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めている。

荒川の氾濫水が本市に大きな影響を及ぼすと考えられる荒川左岸63.2km～72.0km付近（鴻巣市～熊谷市）が破堤した場合、氾濫水が本市に到達する時間は、市北部でおおよそ12時間後、市南部でおおよそ15時間前後と予想されている。

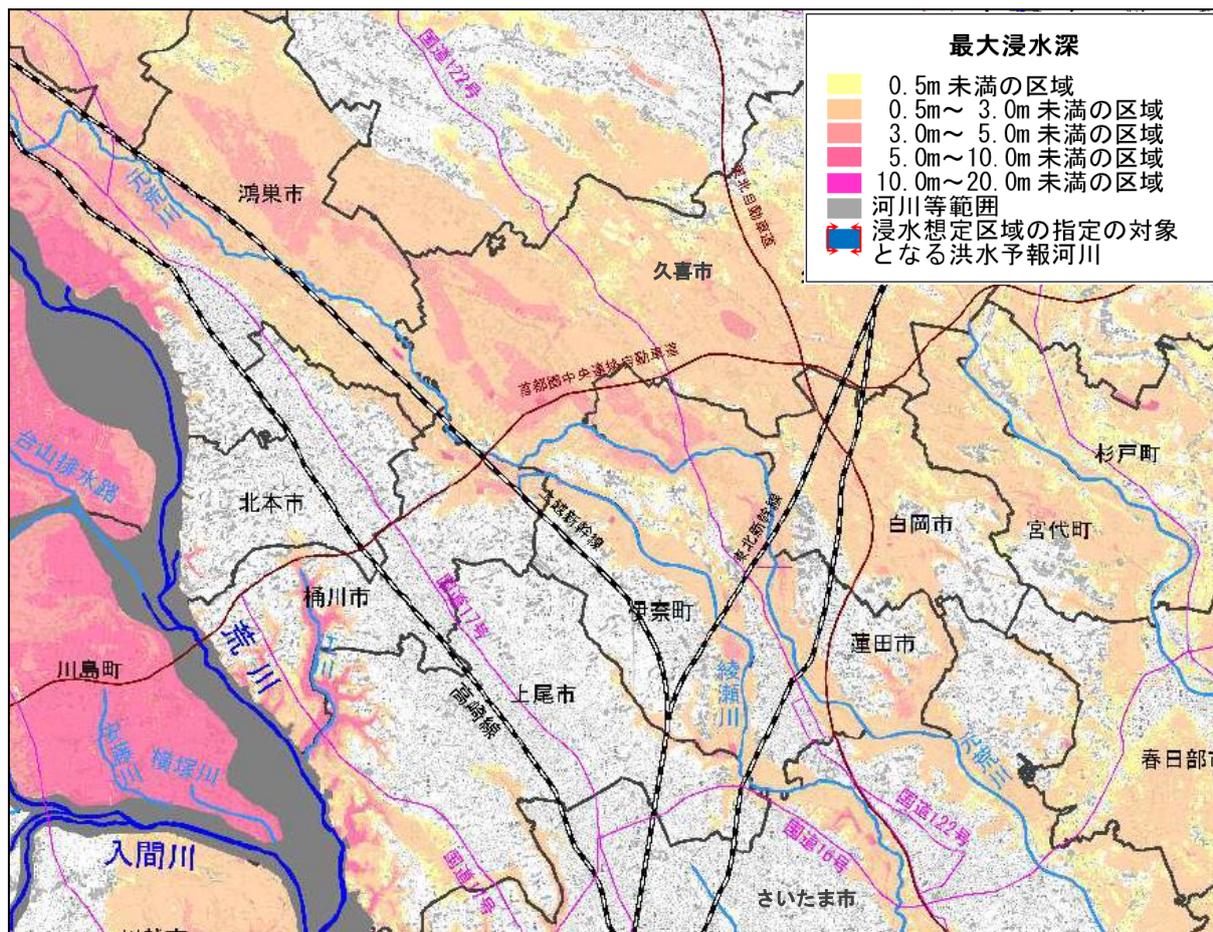
本市における荒川浸水想定区域を次に示す。

到達時刻の出典）地点別浸水シミュレーション検索システム（浸水ナビ）

<http://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/>

第1編 総則  
 第3章 計画の前提条件及び基本方針  
 第2節 浸水想定

■荒川水系荒川浸水想定区域図



資料) 荒川上流河川事務所「荒川水系荒川浸水想定区域 (平成 28 年 5 月 30 日指定)」

2. 利根川及び小山川浸水想定区域

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所では、平成 27 年 5 月の水防法の一部改正に伴い、想定され得る最大規模の降雨 (利根川上流域の八斗島上流域の 3 日間総雨量 491mm) によって利根川が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めている。

利根川の氾濫水が本市に大きな影響を及ぼすと考えられる利根川右岸 151km～168.5km 付近が破堤した場合、氾濫水が本市に到達する時間は、市北部でおよそ 12 時間後と予想されている。

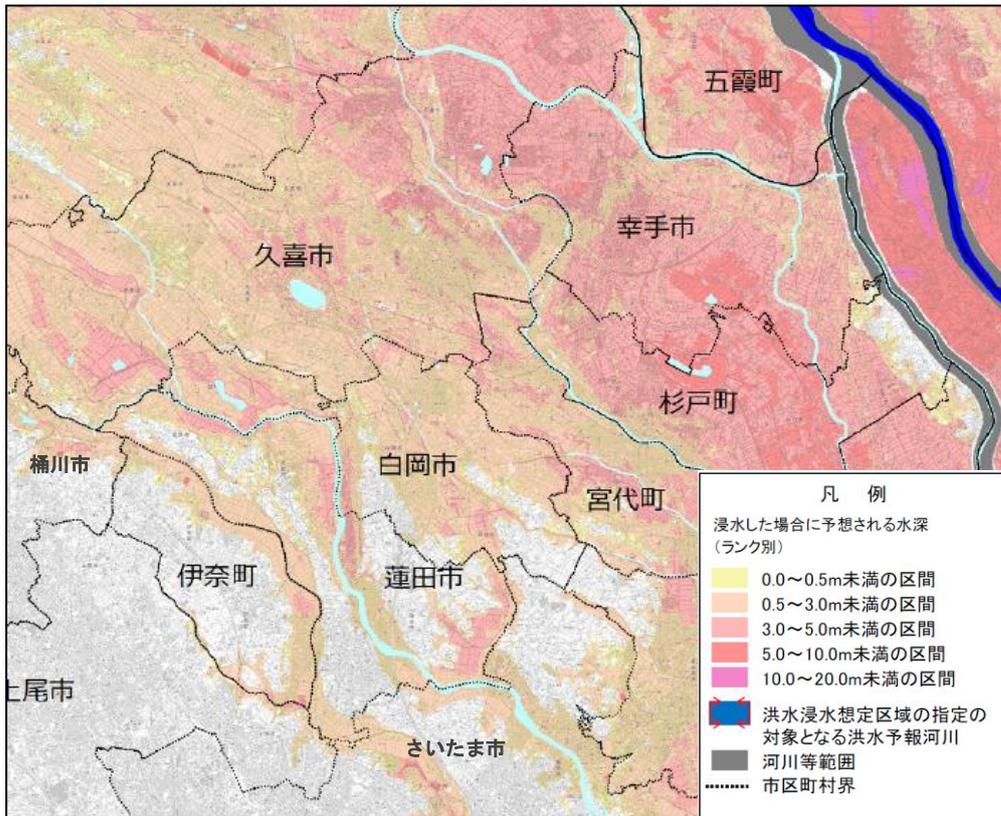
また、利根川水系小山川の影響は、想定され得る最大規模の降雨に伴う洪水による利根川の氾濫があった場合、約 24 時間で氾濫水が本市に到達すると予測される。

本市における利根川浸水想定区域及び小山川浸水想定区域を次に示す。

到達時刻の出典) 地点別浸水シミュレーション検索システム (浸水ナビ)

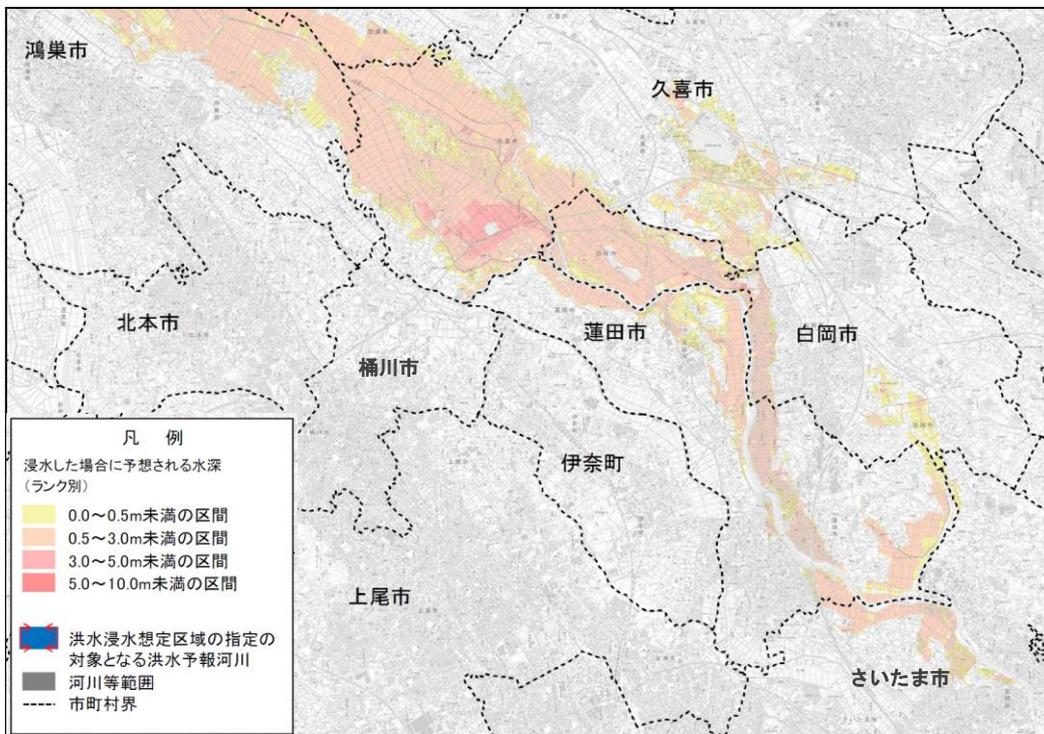
<http://suiboumap.gsi.go.jp/ShinsuiMap/Map/>

■利根川水系利根川浸水想定区域図



資料) 利根川上流河川事務所「利根川水系利根川浸水想定区域図(平成29年7月20日指定)」

■利根川水系小山川浸水想定区域図(大臣管理区間)

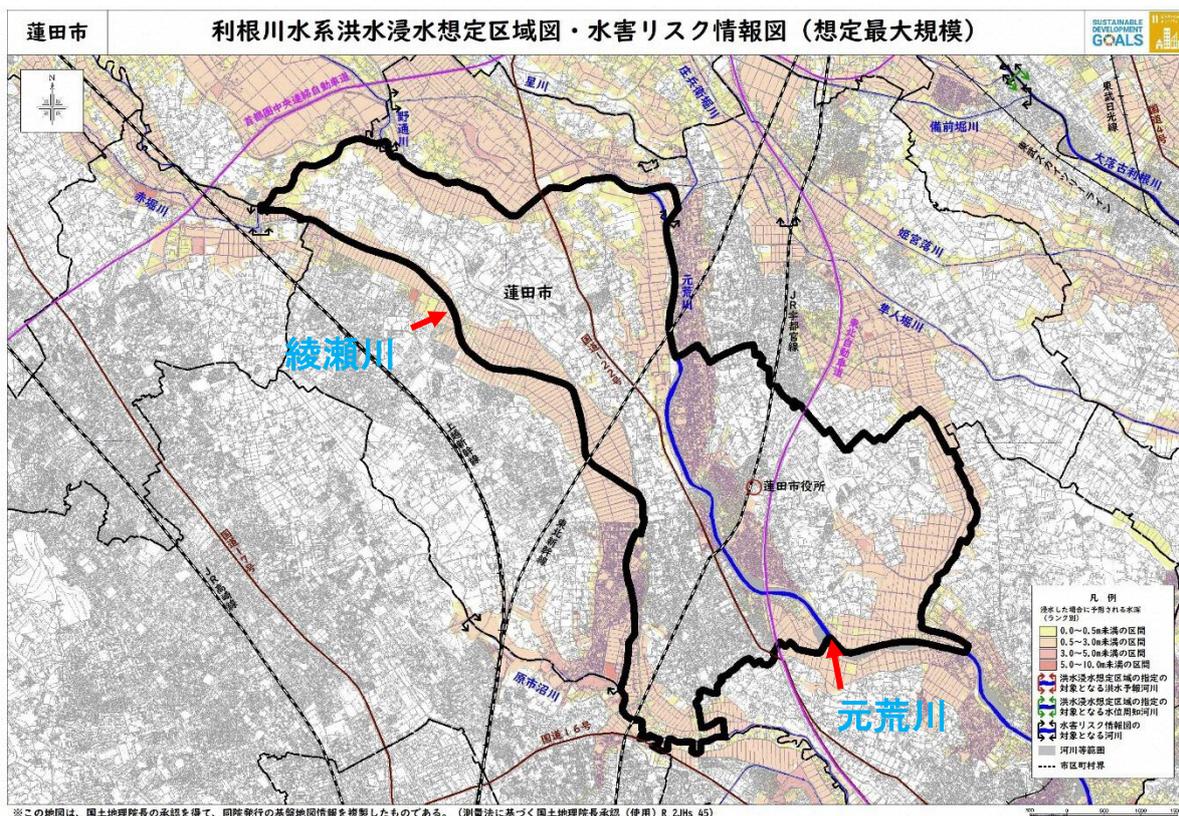


資料) 利根川上流河川事務所「利根川水系小山川浸水想定区域図(大臣管理区間)  
 (平成29年7月20日指定)」

第1編 総則  
 第3章 計画の前提条件及び基本方針  
 第2節 浸水想定

第2 浸水想定区域（県管理河川）

埼玉県では、水防法で公表が定められている県管理の洪水予報河川及び水位周知河川（18河川）について浸水想定区域図を作成・公表しているが、これらの河川による本市への影響はない。また、県が管理する、洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川については、想定最大規模の降雨における浸水想定区域等を水害リスク情報図として公表している。本市にかかる県管理河川の水害リスク情報図を次に示す。



資料) 埼玉県「利根川水系洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図（想定最大規模）」

説明) ①上図は、利根川水系中川流域の県管理区間について想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、洪水した場合に想定される水深を表示したもの。

②作成時点の利根川水系中川流域河川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したもの。

③各シミュレーションの実施にあたっては、支川の（決壊による）氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫及び内水による氾濫を考慮していない。

利根川水系の浸水想定区域・水害リスク情報について

流域名	図名	作成主体	公表年月日	蓮田市で対象となる河川	算出の前提となる降雨
中川流域	利根川水系中川流域洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図（想定最大規模）	埼玉県 県土整備部河川砂防課	令和2年 5月26日	綾瀬川 元荒川	中川流域の 48時間総雨量 596mm



## 第1編 総則

### 第3章 計画の前提条件及び基本方針

#### 第3節 蓮田市における防災の方針

## 第3節 蓮田市における防災の方針

---

### 第1 地震災害

#### 1. 震災対策の基本的考え方

本市の震災対策は、本市において起こりうる最大規模の地震を想定し、その結果発生すると考えられる被害規模及びその内容を可能な限り具体的に把握することで、より具体的な予防計画かつ実践的な応急対策活動の設定を目的として策定するものである。

#### 2. 震災対策の目標

##### (1) 県の震災対応の方針

県は、国の想定や調査結果を踏まえ、発生が懸念される南関東の地震の中から、過去に実際に発生した地震でかつ、埼玉県に甚大な影響を及ぼす地震を中心に地震被害想定を実施した。

このなかで、今回、新たに深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として扱った関東平野北西縁断層帯地震による想定結果は、県内の最大震度は7で、震度6弱以上の地域が県中央部を中心に広範囲に広がり、被害が最大になることが分かったが、今後30年以内の地震発生確率は0%～0.008%と極めて低いため、関東平野北西縁断層帯地震は、複数の災害が短期間で起こる複合災害の中で、限られた防災資源の有効活用及び他の都道府県からの受援を検討すべきであると整理した。

一方、東京湾北部地震は、今後30年以内に南関東地域でマグニチュード7級の地震が発生する確率が70%とされており、被害は東京湾岸を中心に広範囲にわたり、電力、石油等のエネルギーを東京湾岸に依存している本県は、大規模停電、石油類燃料の枯渇といった二次被害を受けるおそれもあり、首都機能の低下による影響は全国に波及し、応急・復旧活動にも大きな支障が生じると予想される。

このため、東京湾北部地震を本県が地域防災計画の中で対処すべき事態と位置づけ、他の都道府県や関係団体とともに防災・減災対策に当たることとしている。

なお、ほかの3地震（茨城県南部地震、元禄型関東地震、立川断層帯地震）の対応は、東京湾北部地震の対応に包含される。

##### (2) 本市の震災対応の方針

県が実施した被害想定の結果、本市に最も大きな地震被害をもたらす地震として関東平野北西縁断層帯地震が、次に大きな被害をもたらす地震として茨城県南部地震が想定されている。

関東平野北西縁断層帯地震は、前述したように今後30年以内の地震発生確率については0～0.008%と極めて低く、これまでこの規模での地震発生の記録はない。

それに対し、茨城県南部地震は、東京湾北部地震と同様に首都直下地震に位置づけられており、今後30年以内の地震発生確率は70%と切迫性が高く、本市にとっては、茨城県南部地震に備えることにより、より被害程度の低い東京湾北部地震、元禄型関東地震、立川断層帯地震に対しても対応可能と考えられ、本市がまず備えるべき地震は、茨城県南部地震と考えられる。また、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、最大クラスの地震と考えられる関東平野北西縁断層帯地震についても震災対策の対象として配慮す

る必要がある。

以上のことから、本市が、まず、地域防災計画の中で対処すべき地震としては、茨城県南部地震を位置づけ、次に、東日本大震災の教訓を踏まえ、本市に最も大きな影響を及ぼすと考えられる関東平野北西縁断層帯地震を、本市の震災対策の最終的な目標と位置づけるものとする。

なお、震災対策の目標とする地震被害想定結果については、あくまでも現時点の社会環境及び科学的知見に基づいたものであり、今後の社会環境の変化及び新たな調査研究成果等を踏まえ見直しを行っていくものとする。

■震災対策の目標

項目	区分		<当面の目標>	<最終目標>
			茨城県南部地震	関東平野北西縁断層帯地震
震度	最大震度		6弱	6強
液状化	高い地域	面積	0.003km <sup>2</sup>	1.129km <sup>2</sup>
		面積率	0.4%	4.7%
建物被害	全壊 (揺れ+液状化)	全壊棟数	38棟	763棟
		全壊率	0.15%	3.04%
	半壊 (揺れ+液状化)	半壊棟数	113棟	2,325棟
		半壊率	0.45%	9.27%
	焼失	焼失棟数	7棟	121棟
		焼失率	0.03%	0.46%
人的被害	死者数		0人	48人
	負傷者数		8人	449人
	うち重傷者数		0人	61人
ライフライン被害	上水道	断水人口	1,544人	43,902人
	下水道	機能支障人口	9,441人	13,036人
生活支障	避難者数	1日後	150人	2,995人
		1週間後	253人	5,991人
		1か月後	172人	9,883人
	帰宅困難者数	平日	9,085人	9,784人
		休日	8,360人	9,083人
その他	廃棄物	災害廃棄物	1.1万ト	15.3万ト
			0.7万m <sup>3</sup>	9.9万m <sup>3</sup>

資料)「埼玉県地震被害想定調査」(平成26年3月、埼玉県)

3. 広域応援に関する方針

県における想定地震のなかで、「東京湾北部地震」は、首都直下地震に位置づけられ、今後30年以内の発生確率が70%と予測されており、地震発生の確率が高く被害規模も大きいとされている。

「東京湾北部地震」が発生した場合、首都圏全体では3万人以上の重傷者の発生が予測されているが、県の場合は、県下全域で7,215人の負傷者(蓮田市の場合は、1人の負傷者(死者0人))が発生すると予測されており、埼玉県地域防災計画では、比較的被害が少ないとされる本県が、全国からの応援業務の拠点として、積極的な広域支援を行うものとしている。

本市においては、当面の地震対策の目標としている「茨城県南部地震」に備えることで「東京湾北部地震」に対しても対応可能と考えられることから、「東京湾北部地震」が発生した場合

## 第1編 総則

### 第3章 計画の前提条件及び基本方針

#### 第3節 蓮田市における防災の方針

は、防災体制をいち早く整えるとともに、県と連携して積極的な広域支援を行うものとする。

## 第2 水害

### 1. 水害対策の基本的考え方

#### (1) 内水氾濫対策

本市は、近年、台風やゲリラ豪雨等により内水氾濫がたびたび起きている。そのため、水が溜まる箇所への排水ポンプの設置や、河川からの逆流防止対策を進めており、今後もこれらの施策を推進する。

また、県と設置した河川・下水道事業調整協議会を通して、市内の浸水被害軽減に向け、元荒川及び綾瀬川の河川改修及び排水整備を推進する。

#### (2) 外水氾濫対策

本市が外水氾濫に見舞われるのは、荒川、利根川又は小山川が決壊し、流下した氾濫水による浸水被害によるものである。国土交通省関東地方整備局は、想定し得る最大規模の降雨により堤防が決壊した場合を想定して、荒川、利根川及び小山川各々について浸水想定区域図を作成している。本市においても荒川、利根川及び小山川の浸水想定区域図を用いて「蓮田市洪水避難地図（洪水ハザードマップ）」を作成している。

これによると、本市では、元荒川に沿った地域が広い範囲で浸水し、最大浸水深も3.0m～5.0mに及ぶと想定されている。ただし、荒川が決壊してから本市に氾濫水が到達するのは約12時間後、利根川の場合も、決壊してから本市に氾濫水が到達するのは約12時間後と、河川が決壊が夜間に起きた場合を想定すると、住民が浸水区域外に避難する時間的余裕は十分ではない。

そのため、本市は、浸水想定区域内の住民を安全に避難させるために、気象情報及び水防情報などをいち早く入手し、迅速に避難情報を発令するとともに的確な避難誘導を行い、加えて避難支援等関係者による避難行動要支援者の避難誘導により、他市町の協力も得て確保した避難所への安全避難を実施する。

### 2. 水害対策の目標

本市において比較的頻度高く発生する内水氾濫に対しては、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第31号、通称「流域治水関連法」）及び「蓮田市立地適正化計画」（令和3年度）、「蓮田市国土強靱化地域計画」（令和3年度）に基づき、県や流域自治体と連携して元荒川及び綾瀬川の河川改修（浚渫を含む）及び排水整備を推進するとともに、雨水貯留対策の強化や水害に強いまちづくりにより、市内の浸水被害を軽減する。

また、荒川、利根川及び小山川が決壊することで外水氾濫による浸水被害が発生した場合、本市は、迅速な避難情報の発令及び洪水時避難所への避難誘導などにより浸水想定区域内の住民の安全を確保する。

## 第4章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1節 蓮田市防災会議

---

蓮田市防災会議は、災害対策基本法第16条及び蓮田市防災会議条例に基づき設置される。所掌事務及び組織については、次のとおりである。

#### 1. 所掌事務

- 蓮田市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

#### 2. 組織

蓮田市防災会議は、市長を会長とし、防災関係機関の長又は職のうちから任命された委員を持って組織し、防災会議の庶務は、総合政策部危機管理課が所掌する。

なお、蓮田市防災会議の詳細及び防災会議委員の構成は、資料編を参照のこと。

☞【資料1. 1】『蓮田市防災会議条例』参照

## 第1編 総則

### 第4章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

#### 第2節 防災関係組織の事務又は業務の大綱

## 第2節 防災関係組織の事務又は業務の大綱

### 第1 蓮田市及び関係機関

市は、基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。(災害対策基本法第5条第1項)

#### 1. 蓮田市

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
蓮田市	《災害予防》 (1) 防災に関する組織の整備に関すること (2) 防災に関する訓練の実施に関すること (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること 《災害応急対策》 (1) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査に関すること (2) 警報の伝達及び避難の指示に関すること (3) 消防、水防その他の応急措置に関すること (4) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること (5) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること (6) 施設及び設備の応急の復旧に関すること (7) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること (8) 緊急輸送の確保に関すること (9) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること 《災害復旧》 (1) 被災した施設等の復旧に併せて、再度の災害発生による被害を防止するための措置に関すること

#### 2. 一部事務組合

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
蓮田白岡衛生組合	(1) 災害廃棄物の処理に関すること
埼葛斎場組合	(1) 災害時における火葬に関すること

### 第2 埼玉県及び県機関

埼玉県は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基

第1編 総則

第4章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第2節 防災関係組織の事務又は業務の大綱

つきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行なう責務を有する。(災害対策基本法第4条第1項)

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
埼玉県	≪災害予防≫ (1) 防災に関する組織の整備に関すること (2) 防災に関する訓練の実施に関すること (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること (4) 防災に関する施設及び設備の整備及び点検に関すること (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関すること ≪災害応急対策≫ (1) 警報の発令及び伝達 (2) 消防、水防その他の応急措置に関すること (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関すること (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関すること (5) 施設及び設備の応急の復旧に関すること (6) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関すること (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関すること (8) 緊急輸送の確保に関すること (9) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関すること
利根地域振興センター	(1) 災害予防に関する域内自治体に対する指導、教育及び連絡調整に関すること (2) 県支部応急活動組織の整備に関すること (3) 災害時における県本部、管内市町及び防災関係機関との連絡調整に関すること (4) 災害現地調査に関すること (5) 管内市町が実施する応急対策業務の支援に関すること
幸手保健所	(1) 保健衛生関係の被害状況の収集に関すること (2) 医薬品、衛生材料及び各種資材の調達及びあっせんに関すること (3) 各種消毒に関すること (4) 飲料水の水質検査に関すること (5) 災害救助食品の衛生に関すること (6) 病院、診療所及び助産所に関すること (7) 被災者の医療、助産その他の保健衛生に関すること (8) その他の防疫及び保健衛生に関すること
春日部農林振興センター	(1) 農畜水産被害状況の調査に関すること (2) 埼玉県農業災害対策特別措置条例に係る助成及び融資に関すること (3) 農地及び農業用施設等に係る災害復旧事業に関すること (4) 農作物病害虫防除対策及び指導に関すること

# 第1編 総則

## 第4章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

### 第2節 防災関係組織の事務又は業務の大綱

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
杉戸県土整備事務所 (続き)	(1) 降水量、河川の水位等の観測情報に関すること (2) 洪水予報、水防警報の受理並びに通報に関すること (3) 県管理の水こう門及び排水機場等に関すること (4) 水防管理団体との連絡及び指導に関すること (5) 県管理の河川、道路及び橋りょう等の災害状況の調査及び応急修理に関すること
岩槻警察署	(1) 災害情報の収集・伝達及び広報に関すること (2) 警告及び避難誘導に関すること (3) 人命の救助及び負傷者の救護に関すること (4) 交通秩序の維持に関すること (5) 犯罪の予防検挙に関すること (6) 行方不明者の捜索及び検視（死体見分）に関すること (7) 漂流物等の処理に関すること (8) その他治安維持に必要な措置に関すること

### 第3 指定地方行政機関

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することにかんがみ、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。（災害対策基本法第3条第1項）

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
農林水産省 関東農政局 (埼玉県拠点)	《災害予防》 (1) ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること  《災害応急対策》 (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること (3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること (4) 営農技術指導、家畜の移動に関すること (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること (6) 応急用食料・物資の支援に関すること (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防災対策に関すること (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関すること (9) 関係職員の派遣に関すること  《災害復旧》 (1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
	(2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること
東京管区気象台 (熊谷地方気象台)	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること (2) 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること (6) 災害時等に地方公共団体へ職員を派遣し、防災対応支援のため、防災気象情報の提供及び解説、防災対策への助言に関すること(気象庁防災対応支援チーム：JETT)
埼玉労働局 春日部労働基準監督署	(1) 工場、事業場における労働災害の防止に関すること (2) 職業の安定に関すること
国土交通省 関東地方整備局 (北首都国道事務所) (大宮国道事務所) (荒川上流河川事務所) (利根川上流河川事務所) (江戸川河川事務所)	管轄する河川、道路、官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 ≪災害予防≫ (1) 震災対策の推進に関すること (2) 危機管理体制の整備に関すること (3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進に関すること (4) 防災教育等の実施に関すること (5) 防災訓練に関すること (6) 再発防止対策の実施に関すること ≪災害応急対策≫ (1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保に関すること (2) 活動体制の確保に関すること (3) 災害発生直後の施設の緊急点検に関すること (4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保に関すること (5) 災害時における応急工事等の実施に関すること (6) 災害発生時における交通等の確保に関すること (7) 緊急輸送に関すること (8) 二次災害の防止対策に関すること (9) ライフライン施設の応急復旧に関すること (10) 地方公共団体等への支援に関すること (11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員(リエゾン)」の派遣に関すること (12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)」の派遣に関すること (13) 被災者・被災事業者に対する措置に関すること

## 第1編 総則

### 第4章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

#### 第2節 防災関係組織の事務又は業務の大綱

機関名	事務又は業務の大綱
	《災害復旧・復興》 (1) 災害復旧の実施に関する事 (2) 都市の復興に関する事 (3) 被災事業者等への支援措置に関する事

#### 第4 自衛隊

機関名	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第1師団 第32普通科連隊	《災害派遣の準備》 (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関する事 (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事 (3) 県防災計画と合致した防災訓練の実施に関する事  《災害派遣の実施》 (1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関する事 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関する事

#### 第5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。(災害対策基本法第6条第1項)

##### ■主な指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名	事務又は業務の大綱
日本郵便(株) (蓮田郵便局)	(1) 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事 (2) 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関する事
東日本電信電話(株) 埼玉事業部 (株)NTTドコモ	(1) 電気通信施設の整備に関する事 (2) 災害時における重要通信の確保に関する事 (3) 被災電気通信の応急対策及び災害復旧に関する事
KDDI(株) ソフトバンク(株)	(1) 重要通信の確保に関する事 (2) 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関する事
東京電力パワーグリッド (株) 埼玉総支社	(1) 災害時における電力供給に関する事 (2) 被災施設の応急対策及び災害復旧に関する事
東日本旅客鉄道(株) 大宮支社 蓮田駅	(1) 災害時により線路が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を新幹線、自動車による代行輸送及び連絡社線の振替輸送を行う事

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
(続き)	(2) 災害により線路が不通となった場合 ① 列車の運転整理及び折返し運転、う回を行うこと ② 線路の復旧及び脱線車両の復線、修理をし、検査の上速やかに開通手配をすること (3) 線路、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視を行うこと (4) 死傷者の救護及び処置を行うこと (5) 事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡を行うこと (6) 停車場、その他輸送に直接関係のある建物、電力施設、信号保安施設通信施設の保守及び管理を行うこと
東日本高速道路(株)	(1) 東日本高速道路の保全に関すること (2) 東日本高速道路の災害復旧に関すること (3) 災害時における緊急交通路の確保に関すること
日本赤十字社 埼玉県支部	(1) 災害応急救護のうち、避難所の設置の支援、医療、助産及び遺体の処理（遺体の一時保存を除く）に関すること (2) 救助に関し地方公共団体以外の団体又は個人がする協力の連絡調整に関すること (3) 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡及び義援金品の募集、配分に関すること
(一社)埼玉県トラック協会 久喜支部	(1) 災害時におけるトラックによる救助物資の輸送の協力に関すること
朝日自動車(株) 菖蒲営業所 丸建つばさ交通(株) 伊奈営業所	(1) 災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関すること
元荒川土地改良区 見沼代用水土地改良区 新堀土地改良区	(1) 農地及び農業用施設の被害調査、災害復旧に関すること (2) たん水の防排除施設の整備と活動に関すること
(一社)埼玉県医師会 (一社)埼玉県歯科医師会 (公社)埼玉県看護協会	(1) 医療及び助産活動の協力に関すること (2) 防疫その他保健活動の協力に関すること (3) 災害時における医療救護活動の協力に関すること
(一社)埼玉県 L P ガス協会 南埼玉支部蓮田地区	(1) L P ガス供給施設の安全保安に関すること (2) L P ガスの供給の確保に関すること (3) カセットボンベを含むL P ガス等の流通在庫による発災時の調達に関すること (4) 自主防災組織等がL P ガスを利用して行う炊出訓練の協力に関すること
ガス供給事業者 (都市ガス)	(1) ガス供給施設の建設及び安全確保に関すること (2) ガスの供給の確保に関すること

注) (一社) は一般社団法人の略、(公社) は公益社団法人の略である。

## 第1編 総則

### 第4章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱

#### 第2節 防災関係組織の事務又は業務の大綱

## 第6 その他の関係機関・団体

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。(災害対策基本法第7条第1項)

### ■主な機関・団体

機 関 名	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
蓮田市 社会福祉協議会	(1) 要配慮者の支援に関すること (2) 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること
南彩農業協同組合	(1) 蓮田市が行う農作物に係る被害状況調査及び応急対策の協力に関すること (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関すること (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること (5) 農作物の需給調整に関すること (6) 災害時の米穀供給の協力に関すること
蓮田市商工会	(1) 蓮田市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること (2) 災害時における物価安定についての協力に関すること (3) 救援用物資、復旧資材及びサービス等の確保についての協力、あっせんに関すること
蓮田市医師会 蓮田市歯科医師会 蓮田市薬剤師会	(1) 医療及び助産活動の協力に関すること (2) 防疫その他保健活動の協力に関すること (3) 災害時における医療救護活動の協力に関すること (4) 災害時用医薬品の循環備蓄及び搬出業務に関すること
社会福祉施設経営者	(1) 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること (2) 災害時における収容者の保護に関すること
金融機関	(1) 被災事業者等に対する資金の融資に関すること
岩槻蓮田地区 交通安全協会	(1) 災害時の交通安全確保、避難誘導の協力に関すること
蓮田市 管工事業協同組合	(1) 災害時における飲料水の供給活動の協力に関すること (2) 災害時における上下水道施設等の復旧活動の協力に関すること
埼玉県電気工事工業 組合上尾支部	(1) 災害時における施設内電気工事等、復旧活動の協力に関すること
蓮田市防火安全協会	(1) 災害時における危険物の消火の協力に関すること

## 第5章 市民、自主防災組織及び事業所の役割

東日本大震災など過去の大規模災害で得た最も重要な教訓は、災害から一人でも多くの命を守るために最も重要なのは、第一に「自らの身の安全は自らで守る」という「自助」の考え方であり、第二に、地域や身近にいる人同士が助け合って取り組む「共助」の考え方である。

そのため、市民は、この原点に立って、日ごろから非常食や飲料水を備蓄するなど自主的に災害に備えるとともに、防災活動に自発的に参加するなど、積極的に防災に寄与するように努めなければならない。

また、市は、「公助」の役割を効果的に果たすため、地域に密着した自主防災組織や事業所等における防災組織等の整備を促進するが、自主防災組織においても、地域コミュニティの防災体制の充実を図り、大規模災害が発生した際には、消防団等との連携を通じて被災者の救出救護や避難、出火防止、初期消火等に努め、事業所等においても、防火管理体制の強化、防災訓練の実施など、災害に即応できる防災体制の充実を努め、事業所内の安全を確保するとともに、地域住民の防災活動に積極的に協力するよう努めなければならない。（災害対策基本法第7条「住民等の責務」）

### 第1節 市民の果たす役割（自助）

市民が、災害による被害を軽減し拡大を防止するために、平常時から実施する事項及び災害発生時に実施が必要となる事項を次に示す。

#### 1. 平常時から実施する事項

- ① 防災に関する知識の習得
- ② 地域固有の災害特性の理解及び認識
- ③ 家屋等の耐震性の推進及び家具の転倒防止対策
- ④ 家屋等の風水害対策
- ⑤ ブロック塀等の改修及び生垣化
- ⑥ 火気使用器具等の安全点検及び火災予防措置
- ⑦ 避難場所及び避難路の確認
- ⑧ 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- ⑨ 各種防災訓練の参加

#### 2. 発災時に実施すべき事項

- ① 正確な情報の把握及び伝達
- ② 出火防止措置及び初期消火の実施
- ③ 家族の安否確認
- ④ 適切な避難の実施
- ⑤ 組織的な応急復旧活動の参加及び協力

## 第1編 総則

### 第5章 市民、自主防災組織及び事業所の役割

#### 第2節 自主防災組織の果たす役割（共助）

## 第2節 自主防災組織の果たす役割（共助）

---

自治会等により組織化された自主防災組織が、災害による被害を軽減し拡大を防止するために、平常時から実施する事項及び災害発生時に実施が必要となる事項は、次のとおりである。

### 1. 平常時から実施する事項

- 防災に関する知識の普及及び啓発
- 地区内の危険箇所の把握
- 避難所及び避難路の確認
- 地区内の要配慮者の把握
- 消火訓練の実施
- 水防訓練の実施
- 避難誘導訓練の実施
- 救援救護訓練の実施
- 地元商店街等との連携
- 防災資機材の備蓄及び管理

### 2. 発災時に実施すべき事項

- 対策本部の設置及び運営並びに各班との連絡調整
- 火災の初期消火並びに市災害対策本部及び関係機関の連絡
- 人員の確認及び地域住民の避難誘導
- 要配慮者の保護及び安全確保
- 負傷者の応急救護及び医療機関との連携
- 避難所開設の協力
- 避難所運営の積極的な協力
- 被害状況及び災害情報の収集・報告・広報
- 救援物資の受入及び配分
- 食料及び飲料水の調達及び配分
- 防災資機材の活用

## 第3節 事業所の果たす役割

事業所が、平常時から実施する事項及び災害発生時に実施が必要となる事項は次のとおりである。なお、事業所については、「埼玉県震災予防のまちづくり条例」（平成14年3月29日公布）においても、積極的な防災対策の実施、地域との連携などについて定められている（第4条「事業者の責務」）。

### 1. 平常時から実施する事項

- 防災責任者の育成
- 建築物の耐震化等による安全性の確保
- 建築物の風水害対策
- 施設、設備の安全管理
- 防災訓練の実施
- 従業員に対する防災知識の普及
- 自衛消防隊の結成及び防災計画（危険物対策、初期消火、救助、避難誘導、帰宅困難者対策等）の作成
- 地域防災活動（防災訓練など）の参加及び協力
- 企業の持つ人的・物的資源の活用方法の検討・協力体制の確立（避難場所の提供、救助活動用の資機材の提供、人的支援など）
- 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄
- 広告、外装材等の落下防止
- 災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定

#### 「水防法」の改正

（平成25年6月21日法律第54号）

大規模工場等（※）に対して、以下の努力義務が定められた。

- 浸水防止計画の作成
- 自衛水防組織による浸水防止対策の実施等
- 訓練の実施

※ 大規模工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの。

（平成29年5月19日 法律第31号）

浸水想定区域の要配慮者施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となった。

（令和3年5月10日 法律第31号）

避難訓練を実施した場合は、施設管理者から市町村長に対し、訓練結果を報告することが義務化された。

第1編 総則  
第5章 市民、自主防災組織及び事業所の役割  
第3節 事業所の果たす役割

「埼玉県震災予防のまちづくり条例」(平成14年3月29日公布)

(事業者の責務)

第4条 事業者は、地震に備え、その事業所の従業員その他その事業所に存する者の安全を確保するため、当該事業所の施設及び設備の耐震性を確保するとともに、当該事業所における初期消火、救助、避難誘導等の体制を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、地震に備え、その事業所の周辺地域における被害を軽減するため、当該周辺地域の住民等と連携し、及び協力するとともに、その事業活動に当たっては、社会的責任を自覚し、震災の予防に寄与するよう努めなければならない。

2. 発災時に実施すべき事項

- 正確な情報の把握及び伝達
- 出火防止措置及び初期消火の実施
- 従業員、利用者等の安全確保及び避難誘導
- 負傷者の応急救護
- 人的・物的資源の提供
- 帰宅困難な従業員の支援
- 重要業務の継続及びそのために必要な措置